

# 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 217 回国会提出)



地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 目次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
(1) 法人住民税	5
(2) 個人事業税	6
(3) 法人事業税	7
(4) 不動産取得税	11
(5) ゴルフ場利用税	16
(6) 軽油引取税	17
(7) 自動車税	18
(8) 鉱区税	20
(9) 狩猟税	21
(10) 固定資産税	22
(11) 軽自動車税	36
(12) 事業所税	37
(13) 都市計画税	41
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況	45

## <注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載



## はじめに

この報告書は、令和5年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

令和5年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果  
（「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税（種別割）のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」）
- ・ 法第389条第1項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第757条第3号に規定する適用額を集計したもの  
（「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」）
- ・ 法第422条の規定による概要調書に記載された事項  
（「固定資産の価格等の概要調書」）
- ・ 法第743条第3項の規定による概要調書に記載された事項  
（「大規模の償却資産に関する概要調書」）
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果  
（「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」）

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）第6条第1項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。



## 地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

### ○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

令和5年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は242であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
法人住民税	税額	1	36億円	1	57億円	1	107億円
個人事業税	課税標準(所得)	1	10,560億円	1	12,138億円	1	12,617億円
法人事業税	課税標準(付加価値額)	1	4,836億円	1	5,336億円	1	10,168億円
	課税標準(資本金等の額)	9	16,696億円	9	17,853億円	10	17,989億円
	課税標準(所得)	1	7,095億円	1	11,569億円	1	9,218億円
	課税標準(収入金額)	7	46,096億円	8	41,219億円	8	53,560億円
	税額	3	66億円	3	94億円	3	105億円
不動産取得税	課税標準(不動産の価格)	29	79,462億円	30	84,283億円	30	83,698億円
	税額	11	883億円	11	962億円	11	1,004億円
ゴルフ場利用税	税額	1	0.0億円	1	0.0億円	1	0.0億円
軽油引取税	税額	3	779億円	3	772億円	4	768億円

税目	種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
自動車税	課税標準 (自動車の取得価額)	2	937億円	2	60億円	2	139億円
	税額	5	436億円	5	108億円	5	97億円
鉱区税	税額	1	0.5億円	1	0.5億円	1	0.5億円
狩猟税	税額	5	9億円	5	9億円	5	9億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	77	63,165億円	79	58,788億円	81	58,540億円
	税額	13	1,331億円	13	1,365億円	13	1,371億円
軽自動車税	税額	2	26億円	2	0.1億円	2	3億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	26	5,343万㎡ [321億円](注2)	26	5,187万㎡ [311億円](注2)	26	5,412万㎡ [325億円](注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(11) (注3)	5,646億円	(11) (注3)	5,613億円	(11) (注3)	5,802億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	33	5,637億円	34	5,654億円	35	5,421億円
	税額	1	0.0億円	1	0.0億円	1	0.0億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

(注2) [ ] 内の数値は、課税標準（事業所床面積 (㎡)) に 600 円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数（令和5年度は242）には含まない。

## 税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

## 1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

### [備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも令和6年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、令和6年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

(1) 法人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附	8条の	2の2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その40%を法人税割額から控除する。	R7. 3. 31	税額	3,633,666	5,657,885	10,713,449

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

(2) 個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
72条の49の12	1		社会保険診療報酬の収入・経費不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は総収入金額に算入せず、社会保険診療に係る経費は必要経費に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,056,023,224	1,213,841,302	1,261,671,982

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
72条の23	2		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	709,497,984	1,156,924,773	921,771,335
72条の24の7	7	十	医療法人に係る税率の特例措置	所得のうち年400万円を超える金額については4.9%の軽減税率を適用する。	なし	税額	3,678,742	5,740,448	4,463,849
附9条	1		JR北海道・四国に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	195,206,116	311,096,713 (注)	326,298,796
附9条	2		承継銀行等に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	3		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	R8.3.31	課税標準 (資本金等の額)	27,480,679	27,480,679	27,480,679
附9条	4		新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその5/6を控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,225,467	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	5		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその2/3を控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	6		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその2/3を控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	7		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額に総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を、資本金等の額から控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	88,510,156	88,257,970	87,633,449

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 9 条	8		電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	次に掲げる金額を課税標準である収入金額から控除する。 (1)収入金額課税の対象となる他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人が当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (2)配電事業者が一般送配電事業者に支払うべき定期支払額に相当する収入金額 (3)一般送配電事業者が配電事業者に支払うべき定期支払額に相当する収入金額  【令和6年度改正】 次に掲げる金額を課税標準である収入金額から控除する対象に追加 (1)発電事業者が一般送配電事業者等に託送供給の料金として支払うべき金額（これに相当する額を含む）に相当する収入金額 (2)特定送配電事業者が一般送配電事業者に託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額	R8. 3. 31	課税標準 (収入金額)	3,768,016,107	3,299,339,988	3,596,395,070
附 9 条	9		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	4,432,833	4,464,207	5,242,631
附 9 条	10		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金額課税の対象となる他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (収入金額)	43,251,285	47,235,437	451,291,146
附 9 条	11		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	R11. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	11,103,800	11,103,800	11,103,800
附 9 条	13 ～ 16		給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の特例措置	法人税における給与等の支給額が増加した場合の税額控除と同様の要件を満たす法人について、控除対象雇用人給与等支給増加額を、課税標準である付加価値額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (付加価値額)	483,605,329	533,646,975 (注)	1,016,792,625

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 9 条	17		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	事業年度の区分に応じ次に掲げる金額を課税標準である資本金等の額からそれぞれ控除する。 (1)令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に17/20を乗じて得た金額 (2)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に4/5を乗じて得た金額 (3)令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に7/10を乗じて得た金額 (4)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に3/5を乗じて得た金額 (5)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に1/2を乗じて得た金額	R9. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18,000,000	18,000,000	17,000,000
附 9 条	18		廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)	134,576,928	122,113,267	121,291,852
附 9 条	19		(一社)日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)	480,410,411	423,266,600	594,554,689
附 9 条	20		電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	分社化に伴いグループ会社となった電気事業者について、当該電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R11. 3. 31	課税標準 (収入金額)	157,242,253	167,594,576	515,568,871
附 9 条	21		公益的課題のための経費に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者が発電事業者に原子力損害の賠償に要する金銭等に相当する金額を交付する場合又は配電事業者がその金額を一般送配電事業者に交付する場合に、それぞれその金額を課税標準である収入金額から控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (収入金額)	21,674,550	57,889,466	60,071,248
附 9 条	22		ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	分社化に伴いグループ会社となったガス事業者について、当該ガス事業者の間の取引に係る収入金額のうち、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)		0	11,628,711
附 9 条	23		株式会社脱炭素化支援機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額から政府の出資の金額を控除する。	R10. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)			0

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 9条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.7%に引き上げる。	なし	税額	69,036	73,674	27,377
附 9条の 2の 2			地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%を税額から控除する。	R7. 3. 31	税額	2,956,250	3,642,484	5,990,865

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準(所得)」、「課税標準(収入金額)」とある特例措置については、特別法人事業税及び地方法人特別税にも影響は生じている(地方創生応援税制を除く。)が、この集計表には反映していない。

(注) 修正報告を反映。

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
73条の14	6		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	87,275	64,412	58,439
73条の14	7		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	12,627,083	6,702,182	5,386,354
73条の14	8		市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	2,820,083	3,809,280	3,268,508
73条の14	9		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	119,344	1,945,399	94,528
73条の14	10		農業振興地域内にある土地を交換分合により取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から交換分合により失った土地の価格に相当する額（農用地域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか多い額）を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	10,108	7,815	8,184
73条の14	11		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	19,221	0	39,417
73条の14	12		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	11,232	7,469	5,507
73条の14	13		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
73条の14	14		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	16,278

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
73条の14	15		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
73条の27の3	1		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	126,612	10,587	6,199
73条の27の4	1		譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	2年以内に移転したときは、譲渡担保権者の納税義務を免除する。	なし	税額	203,713	70,632	68,482
73条の27の5	1		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	建築工事の完了の公告があった日の翌日に、建築施設の部分等を譲受け予定者等が取得したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	0	0	0
73条の27の6	1		農地中間管理機構が農地売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	5年以内に事業の実施により売渡等したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	44,723	37,027	80,890
73条の27の7	1		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	0	1,358	2,388
附10条の3	1		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	最初の使用又は譲渡が行われない場合に、新築住宅の取得があったものとみなして課税する時期を新築の日から1年を経過した日とする。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	118,153,991	116,268,199	117,424,121
附10条の3	2		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	R8. 3. 31	税額	6,809,778	6,853,019	6,547,549
附11条	1		農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/3(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格)を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	2,058,179	1,953,650	2,140,348

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 11 条	2		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の家屋の価格を控除する。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	3		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3/5を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	130,648,679	189,497,381	308,516,425
附 11 条	4		信託会社等が投資信託約款に従い取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3/5を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	6,426	4,115	1,560
附 11 条	5		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3/5を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	72,788,178	34,461,897	23,728,074
附 11 条	6		PFI法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	254,028	1,176
附 11 条	7		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内(特定都市再生緊急整備地域は1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内)において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	89,370,371	108,344,963	107,753,221
附 11 条	8		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,300万円を控除する。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	30,271,840	39,494,690	38,664,565
附 11 条	9		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	10		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格に施設の取得価額に対する貸付けを受けた額の割合(上限1/2)を乗じて得た額を価格から控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,109,494	1,053,835	246,918

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 11 条	11		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,200万円を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	26,772,840	28,136,919	20,688,643
附 11 条	12		小規模不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	40,034	1,718,166	1,641,226
附 11 条	13		低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した低未利用土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。 【令和6年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	14		認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/6を控除する。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	132,238	233,832	0
附 11 条	15		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得した土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	16		市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	17		(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその2/3を控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	18		認定医療機関開設者が医療機関の再編の事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)		0	0
附 11 条の 2			住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置	標準税率を3%とする。	R9. 3. 31	税額	79,639,366	87,385,290	91,603,191

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 11条の 4	1		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	150万円又は床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	R7. 3. 31	税額	17,731	20,901	11,172
附 11条の 4	2 ~ 3		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し居住の用に供したときは、改修工事対象住宅の新築時に第73条の14第1項により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	R7. 3. 31	税額	944,363	1,260,779	1,560,525
附 11条の 4	4 ~ 5		宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地に係る税額の特例措置	2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し居住の用に供したときは、改修工事対象住宅の床面積の2倍(上限200㎡)に相当する土地の価格又は150万円のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を控除する。	R7. 3. 31	税額	501,603	532,244	549,338
附 11条の 5			宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R9. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	7,459,184,064	7,894,314,104	7,740,162,650
附 12条			贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合に、徴収を猶予する。	なし	税額	18,674	11,949	16,850

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(5) ゴルフ場利用税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 12条の 2			国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手に対する非課税措置	一定の国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合について、非課税とする。	当分の間	税額	920	0	0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(6) 軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 12 条 の 2 の 7	1		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に対しては、免税証の交付があった場合等に限り、課税しない。  【令和6年度改正】 専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについて、令和7年3月31日をもって、特例措置の対象から除外	R9. 3. 31	税額	77,798,908	77,005,749	76,683,722
附 12 条 の 2 の 7	5		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態安全確保法等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、課税しない。	R9. 3. 31	税額	0	0	0
附 12 条 の 2 の 7	6		条約等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約等に基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、課税しない。	R9. 3. 31	税額	99,221	146,408	149,490
附 12 条 の 2 の 7	7		オーストラリア軍隊による免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った日豪部隊間協力円滑化協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、課税しない。	R9. 3. 31	税額			0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(7) 自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 12 条の 2 の 10	1		過疎バスの取得に係る自動車税環境性能割の非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものとして都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は、非課税とする。	R7. 3. 31	税額	27	2, 064	3, 208
附 12 条の 2 の 10	2		クリーンディーゼル乗用車の取得に係る自動車税環境性能割の非課税措置	一定の環境性能を有するディーゼル乗用車を取得した場合には、非課税とする。	R5. 12. 31	税額	18, 234, 034	9, 761, 100	8, 251, 421
附 12 条の 2 の 13	1 ~ 3		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置	<p>路線バス等のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバス（新車に限る。）について、取得価額から1,000万円を控除した額を課税標準とする。</li> <li>・リフト付きバス（新車に限る。）について、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものにあつては200万円、乗車定員が30人以上の空港アクセスバスにあつては800万円）を控除した額を課税標準とする。</li> </ul> <p>ハイヤー・タクシー事業者がその事業の用に供する乗用車のうち、ユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）について、取得価額から100万円を控除した額を課税標準とする。</p> <p>【令和6年度改正】 新たに創設される認定レベルに応じた標準仕様を満たす車両として国土交通大臣が認定するものを加える。</p>	R7. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)	4, 515, 000	5, 923, 000	9, 691, 500
附 12 条の 2 の 13	4 ~ 6		先進安全自動車 (ASV) の取得に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置	側方衝突警報装置又は歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を搭載した一定のバス等又はトラック（新車に限る。）について、取得価額から350万円又は175万円を控除した額を課税標準とする。	<p>R6. 4. 30 (側方衝突警報装置)</p> <p>R7. 3. 31 (歩行者検知機能付き 衝突被害軽減 制御装置)</p>	課税標準 (自動車の取得価額)	89, 142, 566	29, 750	4, 242, 000
附 12 条の 3	1		自動車税種別割のグリーン化特例 (重課)	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車（附則第12条の4第3項の対象となるものを除く。）について、その翌年度以後の税率を概ね15%（バス及びトラックは概ね10%）重課する。	R8. 3. 31	税額	3, 840, 940	3, 753, 440	3, 725, 190

(7) 自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 12条の 3	2 ~ 3		自動車税種別割のグリーン化特例 (軽課)	一定の環境性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。	R7. 3. 31 (概ね50%軽課)	税額	25,378,576	989,107	1,476,412
					R8. 3. 31 (概ね75%軽課)				
附 12条の 4	3		自動車税種別割のグリーン化特例 (重課)	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた四輪の自家用乗用車について、その翌年度以後の税率を概ね15%重課する。	R8. 3. 31	税額	40,147,096	39,714,321	40,246,866

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税 (種別割) のグリーン化に関する調」を基に作成。

(8) 鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
180条	2		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	税率を2/3に軽減する。	なし	税額	53,697	50,421	51,672

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(9) 狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
700条の52	2	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	税率を1/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
700条の52	2	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附32条	1		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R11. 3. 31	税額	529, 546	533, 815	541, 928
附32条	2		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R11. 3. 31	税額	51, 615	54, 697	55, 725
附32条の2			有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	税率を1/2に軽減する。	R11. 3. 31	税額	289, 442	282, 718	278, 372

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
349条の3	1		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 (立体交差化施設に係る橋りょう等の線路設備は、 最初の5年度分 価格の1/6 その後 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	230,324,269	218,454,926	218,091,776
349条の3	2		一般ガス導管事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	491,632,939	523,560,887	474,897,205
349条の3	3		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	17,862,707	15,753,225	13,028,622
349条の3	4		外航船舶等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 外航船舶 価格の1/6 準外航船舶 価格の1/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	538,203,869	502,103,665	462,573,095
349条の3	5		内航船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	502,371,192	540,133,592	548,794,279
349条の3	6		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を、第349条の3第5項の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,027,161	19,105,036	18,670,770
349条の3	7		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/5 (国際路線専用機は価格の1/10、国際路線専用機は価格の2/15) とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	742,985,206	591,771,853	501,053,524
349条の3	8		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	最大離陸重量70トン未満の航空機の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (最大離陸重量30トン未満の小型航空機は、 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,294,071	16,137,279	13,882,469

## (10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
349条の3	9		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	208,700,531	201,698,364	201,809,258
349条の3	10		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	11,559,236	11,863,997	16,521,169
349条の3	11		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,967,694	8,017,119	8,709,575
349条の3	12		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	992,345,611	667,296,516	954,630,973
349条の3	13		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/6とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	199,084,984	190,121,443	174,887,029
349条の3	14		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 (河川事業の施行により敷設された線路設備等は、 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	47,500,232	40,476,665	38,869,980
349条の3	15		(国研)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	9,571,145	16,349,259	11,418,302
349条の3	16		(国研)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	8,297,981	3,352,247	3,490,151
349条の3	17		(独)水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	14,057,355	12,892,594	12,386,476

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
349条の3	18		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/4とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	76,847,326	74,319,403	73,707,146
349条の3	19		(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	18,070,562	15,686,769	17,432,330
349条の3	20		(国研)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,123,285	1,312,241	1,648,138
349条の3	21		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3 (ほ場の用に供するものは1/6)とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,918,723	4,916,694	4,915,762
349条の3	22		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	112,258,664	110,780,827	111,632,577
349条の3	23		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	234,454,951	235,230,934	236,222,338
349条の3	24		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の3/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,132,928	2,238,058	3,502,488
349条の3	25		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	18,831,450	17,909,081	17,132,407
349条の3	26		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の4/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,071,665	545,082	270,836

## (10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
349条の3	27		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	434,948	454,391	486,181
349条の3	28		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	994	994	993
349条の3	29		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	525,344	403,403	484,676
349条の3	30		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	66,816	62,996	63,355
349条の3	31		(国研)日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,534,900	1,627,207	1,926,452
349条の3	32		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	33,309,671	21,190,831	15,657,511
349条の3	33		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	462,180	448,855	427,589

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	1		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	<p>課税標準を、価格に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)倉庫事業者が取得した特定流通業務施設に該当する倉庫 5年度分 1/2</p> <p>(2)(1)の倉庫に附属する機械設備 5年度分 3/4</p> <p>【令和6年度改正】 上記(2)のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する一定の附属機械設備に係る課税標準を5年度分、価格の1/2とする。</p>	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	58,999,430	62,481,512	59,923,496
附 15 条	2		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	<p>課税標準を、価格に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の污水又は廃液の処理施設 (ア)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (イ)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>(2)ごみ処理施設 1/2</p> <p>(3)一般廃棄物最終処分場 2/3</p> <p>(4)産業廃棄物処理施設 1/3 (石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設は1/2)</p> <p>(5)公共下水道の利用者が設置した除害施設 (ア)大臣配分又は知事配分資産 4/5 (イ)その他の資産 4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>【令和6年度改正】 特例適用対象について、次の見直しを行う。 (1)産業廃棄物処理施設のうち、石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する施設を適用対象から除外する。 (2)上記(5)の除害施設のうち、汚泥処理装置、濾過装置等を適用対象から除外する。</p>	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	368,607,591	359,911,022	346,489,199

## (10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	3		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)地方路線の就航時間割合が3分の2以上で最大離陸重量200トン未満の航空機 5年度分 価格の2/5 (2)特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上で、 (ア)最大離陸重量30トン未満の航空機 5年度分 価格の1/4 (イ)最大離陸重量30トン以上50トン未満の航空機 最初の1年度分 価格の3/8 その後4年度分 価格の2/5 (3)上記(1)、(2)のいずれにも該当しない航空機 3年度分 価格の2/3	R7年度	課税標準 (固定資産の価格)	179,392,505	233,650,782	165,981,766
附 15 条	4		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の2/3とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	87,964,980	88,386,078	81,140,422
附 15 条	5		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2/3とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	38,558	23,804	14,913
附 15 条	6		J R貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9,993,743	5,925,751	5,405,603
附 15 条	7		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の5/6 (取得価額が5億円以上の燃料電池自動車用酸素充填設備は1/2)とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,131,728	4,045,249	3,127,465
附 15 条	8		国際船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を、第349条の3第4項の規定により課税標準とされる額に1/3 (認定特定船舶導入計画に従って取得された特定船舶は1/6)を乗じて得た額とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	53,837,718	50,898,308	45,686,078
附 15 条	9		整備新幹線の開業に伴いJ Rから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	課税標準を20年度分、価格の1/2とする。	R13. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	17,773,397	17,219,991	14,088,313

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15条	10		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	29,057,876	29,283,944	27,251,438
附 15条	11		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,639,949	3,367,215	3,670,677
附 15条	12		鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3 (小規模な鉄道事業者等は3/5) とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	89,288,328	94,505,933	81,814,842
附 15条	13		PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,851,065	14,747,571	14,400,303
附 15条	14		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 3/5 (2)その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合  (特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものは、 5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,752,825	5,396,559	7,154,548
附 15条	15		鉄道事業者等が速達性向上事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,812,334	5,610,585	5,102,951
附 15条	16		指定会社等が外貨埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の1/2 (旧公団からの承継資産は3/5) とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,891,323	6,375,627	0

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15条	17		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/4とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,608,554	3,172,459	3,346,277
附 15条	18		バイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2/3 (ガス製造設備は1/2)とする。 【令和6年度改正】 バイオ燃料製造設備のうち、木質固形燃料製造設備の特例率を2/3から3/4に引下げ	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	170,140	571,927	261,285
附 15条	19		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R6年度	課税標準 (固定資産の価格)	763,407	895,716	949,640
附 15条	20		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、国際戦略港湾において取得されたものは価格の1/2、特定国際拠点港湾において取得されたものは価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9,105,847	7,436,051	7,496,482
附 15条	21		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を4年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R10. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	476,352	454,915
附 15条	22 ~ 23		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)指定避難施設 指定避難施設として指定された日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)大臣配分又は知事配分資産 2/3 (イ)その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2)協定避難施設 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (イ)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	6,089,492	8,898,039	9,082,129

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3.31現在)	適用期限 (R6. 4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	24		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	29, 633, 969	35, 611, 679	34, 275, 394
附 15 条	25		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	<p>課税標準を、3年度分、次のとおりとする。</p> <p>(1)太陽光 (1,000kW未満かつ政府の補助を受けたもので法律に基づく認定を受けたものを除く。)、風力 (20kW以上)、地熱 (1,000kW未満)、バイオマス (10,000kW以上20,000kW未満) は、価格に次の割合を乗じて得た額                      (ア) 大臣配分又は知事配分資産 2/3                      (イ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6                      以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>(2)太陽光 (1,000kW以上かつ政府の補助を受けたもので法律に基づく認定を受けたものを除く。)、風力 (20kW未満)、水力 (5,000kW以上) は、価格に次の割合を乗じて得た額                      (ア) 大臣配分又は知事配分資産 3/4                      (イ) その他の資産 3/4を参酌して7/12以上11/12                      以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>(3)水力 (5,000kW未満)、地熱 (1,000kW以上)、バイオマス (10,000kW未満) は、価格に次の割合を乗じて得た額                      (ア) 大臣配分又は知事配分資産 1/2                      (イ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3                      以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>【令和6年度改正】                      特例適用対象について、次の見直しを行う。                      (1)太陽光発電設備について、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備を対象とする。                      (2)バイオマス発電設備について、出力が10,000kW以上20,000kW未満の発電設備のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。                      (ア) 大臣配分資産又は知事配分資産 6/7                      (イ) その他の資産 6/7を参酌して11/14以上13/14以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	161, 337, 718	147, 632, 686	145, 370, 241
附 15 条	26		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	12, 231, 776	8, 905, 772	5, 835, 126
附 15 条	27		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 825, 034	1, 527, 949	1, 291, 598
附 15 条	28		地下街等の浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	<p>課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)大臣配分又は知事配分資産 2/3                      (2)その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6                      以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	426	111	94

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	29		港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特別特定技術基準対象施設で、緊急確保航路等の区域に隣接する港湾に存するもの 1/2 (2)(1)以外の施設 5/6	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	30		防災上重要な道路等の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置	課税標準を4年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)道路の占用の禁止又は制限の指定が行なわれたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等 1/2 (2)緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等 3/4	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,262,083	13,857,436	13,551,457
附 15 条	31		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものは5年度分）、価格の1/2とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,847,319	15,524,681	15,858,998
附 15 条	32		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	課税標準を、政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合  【令和6年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	53,475,257	61,249,245	100,595,679
附 15 条	33		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	20,500,257	30,175,700	10,543,687
附 15 条	34		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	35		特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1) 購買施設等 5年度分 価格の3/4 (2) その他の施設 5年度分 価格の2/3	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	36		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1/2とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	71,786	636,970	540,157
附 15 条	37		農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	17,856	98,980	474,169
附 15 条	38		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	39		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。 【令和6年度改正】 課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	11,450	53,660	71,876
附 15 条	40		ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1/2とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9,229	27,259	27,169
附 15 条	41		シェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の3/4とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	7,157	1,599
附 15 条	42		雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1) 大臣配分又は知事配分資産 1/3 (2) その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	43		貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	44		国際戦略港湾及び国際拠点港湾において港湾運営会社が取得した陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	45		中小事業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1) 中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等 最初の3年度分 価格の1/2 (2) 認定先端設備等導入計画に、雇用量増等支給額増加させる目標を記載して計画の認定を受けた場合 (ア) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された一定の設備 最初の5年度分 価格の1/3 (イ) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得された一定の設備 最初の4年度分 価格の1/3	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	46		バス事業者が取得したEVバスの充電設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R10. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	1		JR等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる償却資産の課税標準について、国鉄改革前における旧市町村納付金の一定の特例措置（償却資産の区分に応じ、1/6～3/4）と同等の特例措置を講じる。 (1) JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 (2) (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に 有償で貸し付けている鉄道施設の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	118,280,802	111,950,293	105,955,152
附 15 条の 2	2		JR北海道又はJR四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	272,221,667	287,397,481	280,407,236

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条 の 3			J R北海道、J R四国又はJ R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	94,174,006	94,621,292	97,145,896
附 15 条 の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	3年度分（地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものは5年度分）、税額の1/2に相当する額を減額する。	R8. 3. 31	税額	98,641,788	100,763,759	100,290,321
附 15 条 の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	5年度分（地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものは7年度分）、税額の1/2に相当する額を減額する。	R8. 3. 31	税額	31,685,292	33,062,775	34,472,621
附 15 条 の 8	1		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3（第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4） (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3（第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4）	R7. 3. 31	税額	617,999	666,825	595,133
附 15 条 の 8	2		サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	5年度分、税額の2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。	R7. 3. 31	税額	1,935,229	1,773,908	1,551,114
附 15 条 の 8	3		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3 (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3	R7. 3. 31	税額	10,936	8,788	5,260
附 15 条 の 8	4		高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3 (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3	R8. 3. 31	税額	73	2,122	3,470

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条の 9	1 ～ 3		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、税額の1/2に相当する額を減額する。 (1)平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に改修した場合 3年度分 (2)平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に改修した場合 2年度分 (3)平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に改修した場合 1年度分（一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分）	R8. 3. 31	税額	60,287	96,212	71,756
附 15 条の 9	4 ～ 8		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の1/3に相当する額を減額する。	R8. 3. 31	税額	23,658	27,925	26,787
附 15 条の 9	9 ～ 12		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の1/3に相当する額を減額する。	R8. 3. 31	税額	36,653	46,842	42,231
附 15 条の 9 の 2	1 ～ 3		耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の2/3に相当する額を減額する。 (一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は、1年度分、税額の2/3、その後の1年度分、税額の1/2に相当する額を減額する。)	R8. 3. 31	税額	1,607	1,168	465
附 15 条の 9 の 2	4 ～ 7		省エネ改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の2/3に相当する額を減額する。	R8. 3. 31	税額	2,347	976	1,239
附 15 条の 10			耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	2年度分、税額の1/2に相当する額（耐震改修費用の1/40まで）を減額する。	R8. 3. 31	税額	69,578	86,754	41,786
附 15 条の 11			バリアフリー改修が行われた主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る減額措置	2年度分、税額の1/3に相当する額（バリアフリー改修費用の1/60まで）を減額する。	R8. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。  
 ※ 適用期限については、例えば「R7. 3. 31」となっているものは、令和7年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R7年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和7年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。  
 ※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

(11) 軽自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 30 条	1		軽自動車税種別割の経年車重課	初回車両番号指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、その翌年度以後の税率を概ね20%重課する。	当分の間	税額	32,200,794	33,498,109	34,804,886
附 30 条	2 ~ 4		軽自動車税種別割のグリーン化特例 (軽課)	一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定の翌年度の税率を概ね75%、50%又は25%軽減する。	R7. 3. 31 (概ね25%軽課)  R8. 3. 31 (概ね75%軽課) (概ね50%軽課)	税額	2,550,487	9,207	335,420

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

## (12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
701条の41	1	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	4,344,097 [2,606,458千円]	4,356,714 [2,614,028千円]	4,285,265 [2,571,159千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	386,158,444	385,228,383	379,015,642
701条の41	1	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	44,662 [26,797千円]	43,402 [26,041千円]	40,212 [24,127千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	251,641	249,946	168,368
701条の41	1	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	469,126 [281,476千円]	473,542 [284,125千円]	478,159 [286,895千円]
701条の41	1	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,709,250 [1,025,550千円]	1,728,422 [1,037,053千円]	1,740,290 [1,044,174千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	10,411,053	11,156,983	11,712,365
701条の41	1	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	6,081 [3,649千円]	6,081 [3,649千円]	6,081 [3,649千円]
701条の41	1	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,633 [4,580千円]	6,097 [3,658千円]	6,213 [3,728千円]
701条の41	1	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	788,350 [473,010千円]	769,329 [461,597千円]	767,368 [460,421千円]

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
701条の41	1	八	木材取引市場、木材等の加工業者又は木材の販売者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	548,431 [329,059千円]	529,731 [317,839千円]	529,699 [317,819千円]
701条の41	1	九	旅館、ホテルの営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	9,384,408 [5,630,645千円]	9,363,374 [5,618,024千円]	9,613,814 [5,768,288千円]
701条の41	1	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	48,257 [28,954千円]	45,173 [27,104千円]	50,393 [30,236千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	330,696	314,692	365,829
701条の41	1	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	8,177,064 [4,906,238千円]	7,474,076 [4,484,446千円]	7,936,285 [4,761,771千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	10,189,233	9,007,593	9,655,025
701条の41	1	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	14,630 [8,778千円]	14,826 [8,896千円]	15,914 [9,548千円]
701条の41	1	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	310,711 [186,427千円]	301,261 [180,757千円]	286,052 [171,631千円]
701条の41	1	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m <sup>2</sup> ))	24,299,315 [14,579,589千円]	23,615,938 [14,169,563千円]	25,147,670 [15,088,602千円]

## (12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
701条の41	1	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	459,216 [275,530千円]	442,991 [265,795千円]	430,922 [258,553千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	81,151,190	83,956,592	94,720,269
701条の41	1	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	430,335 [258,201千円]	423,923 [254,354千円]	427,049 [256,229千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	63,948,188	59,001,958	71,539,643
701条の41	1	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	905,116 [543,070千円]	876,678 [526,007千円]	898,565 [539,139千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	8,660,086	8,255,489	8,695,761
701条の41	1	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,274,895 [764,937千円]	1,189,827 [713,896千円]	1,237,541 [742,525千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	1,860,968	2,245,637	2,472,441
701条の41	1	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	21 [13千円]	21 [13千円]	21 [13千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	0	0	0
701条の41	2		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	38,301 [22,981千円]	38,493 [23,096千円]	39,119 [23,471千円]
附33条	1		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 33 条	2		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	804 [482千円]	804 [482千円]	1,300 [780千円]
附 33 条	3		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	4		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,817 [1,090千円]	1,817 [1,090千円]	1,817 [1,090千円]
附 33 条	5		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/4を控除する。 【令和6年度改正】 特例の対象に調達安定化措置事業用施設を追加	R8. 3. 31 (法人) R7年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	122,898 [73,739千円]	122,574 [73,544千円]	129,330 [77,598千円]
附 33 条	6		企業主導型保育事業用施設の資産割及び従業員割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業員給与総額からその3/4をそれぞれ控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	40,431 [24,259千円]	47,776 [28,666千円]	50,643 [30,386千円]
						課税標準 (従業員給与総額 (千円))	1,600,945	1,845,407	1,871,885

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[ ]内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に600円/㎡の税率を乗じたものである。

## (13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
702条	2		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	89,244,261	87,686,874	94,803,415
702条	2		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,859,919	2,848,503	1,722,763
702条	2		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,952,915	6,710,009	7,117,667
702条	2		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3 (ほ場の用に供するものは1/6)とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,834,180	4,678,744	4,678,744
702条	2		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	34,523,519	33,619,585	33,656,668
702条	2		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	224,216,341	224,999,049	220,460,370
702条	2		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,314,036	2,314,036	2,314,036
702条	2		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	331,541	337,059	340,215
702条	2		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
702条	2		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	180,871	218,684	258,518

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
702条	2		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	37,056	37,045	37,033
702条	2		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	558,102
702条	2		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	246,863	245,369	244,280
附 15条	1		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に1/2を乗じて得た額とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	35,241,813	38,607,580	31,681,944
附 15条	9		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	課税標準を20年度分、価格の1/2とする。	R13. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4,126,867	4,148,060	3,619,646
附 15条	13		PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,585,046	4,342,878	4,342,878
附 15条	14		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額。(特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものは、価格に1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額)とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,819,399	1,906,534	2,112,866
附 15条	15		鉄道事業者等が速達性向上事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	204,863	204,863	200,405
附 15条	16		指定会社等が外買埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の1/2(旧公団からの承継資産は3/5)とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	12,338,981	3,476,950	0
附 15条	17		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/4とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6.3.31現在)	適用期限 (R6.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	19		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R6年度	課税標準 (固定資産の価格)	763,407	895,717	949,640
附 15 条	20		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、国際戦略港湾において取得されたものは価格の1/2、特定国際拠点港湾において取得されたものは価格の2/3とする。	R7.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	5,687,642	282,754	270,673
附 15 条	24		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R7.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	761,452	549,499	385,566
附 15 条	27		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の2/3とする。	R7.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	4,116	4,116	4,116
附 15 条	31		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分(農地中間管理権の存続期間が15年以上のものは5年度分)、価格の1/2とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	38,631	65,279	269,681
附 15 条	32		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	課税標準を、政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。  【令和6年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	16,426,476	18,449,084	17,497,548
附 15 条	33		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R7.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	20,500,565	30,168,714	10,536,701
附 15 条	34		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R7.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	35		特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1) 購買施設等 5年度分 価格の3/4 (2) その他の施設 5年度分 価格の2/3	R7.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文		措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R6. 3. 31現在)	適用期限 (R6. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項 号					令和3年度	令和4年度	令和5年度
附 15 条	38	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	39	一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。 【令和6年度改正】 課税標準を5年度分、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 217	41, 352	54, 049
附 15 条	43	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	46	バス事業者が取得したEVバスの充電設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R10. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	2	J R北海道又はJ R四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	31, 402, 058	31, 768, 382	32, 272, 639
附 15 条の 3		J R北海道、J R四国又はJ R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	66, 029, 761	66, 755, 560	71, 735, 963
附 15 条の 11		バリアフリー改修が行われた主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る減額措置	2年度分、税額の1/3に相当する額(バリアフリー改修費用の1/60まで)を減額する。	R8. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R7. 3. 31」となっているものは、令和7年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R7年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和7年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

## 2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
中小企業者等の法人税率の特例	11,909,180	12,325,532	12,678,814	1,811,259	-	10,867,555	12,678,814	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	1,831,066	1,771,835	1,899,819	271,402	-	1,628,417	1,899,819	-	
(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	1,789,436	1,684,958	1,803,318	257,616	-	1,545,702	1,803,318	-	(イ)
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	41,630	86,877	96,501	13,786	-	82,715	96,501	-	(イ)
(4) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の税額控除		0	0	0	-	0	0	-	(イ)
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	20,125,955	18,654,217	20,322,043	443,980	12,565,095	2,663,883	15,672,958	4,649,085	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,301,113	1,325,747	1,531,396	265,412	-	1,265,984	1,531,396	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,944	1,252	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	36,832	7,283	23,083	3,297	-	19,786	23,083	-	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	10,300	0	10,719	234	6,628	1,405	8,267	2,452	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,918	5,861	6,615	945	-	5,670	6,615	-	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	4,360	1,641	12,416	271	7,677	1,628		9,576
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	11,905	3,659	22,279	3,182	-	19,097	22,279	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	2,480	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,226	1,409	7,325	1,046	-	6,279	7,325	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	14,310	17,998	10,348	1,479	-	8,869	10,348	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	13,157	0	5,097	111	3,152	668	3,931	1,166	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済 <sup>けん</sup> 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	2,666,259	2,497,673	1,607,405	36,689	966,252	220,132	1,223,073	384,332	
地域経済 <sup>けん</sup> 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	118,022	132,910	78,625	11,232	-	67,393	78,625	-	(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	37,311	30,376	150,922	3,297	93,315	19,783	116,395	34,527	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	5,511	9,158	3,044	435	-	2,609		3,044
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	212	791	573	82	-	491	573	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	50,826,204	51,463,420	51,082,811	1,116,018	31,584,441	6,696,109	39,396,568	11,686,243	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	804,968	841,702	915,889	130,841	-	785,048	915,889	-	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	12,036,281	18,593,541	27,587,630	3,941,090	-	23,646,540	27,587,630	-	(イ)
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	0	0	58	1	36	8	45	13	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	0	124,585	4,223	92	2,611	554	3,257	966	
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却	0	4,036	0	0	0	0	0	0	
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却	0	120,549	4,223	92	2,611	554	3,257	966	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	28,977	481,204	651,599	23,951	232,205	143,709		399,865
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除	23,399	201,445	7,176	270	2,451	1,619	4,340	2,836	(イ)
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除	0	5,626	8	0	3	2	5	3	(イ)
(3) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	5,576	274,132	644,415	23,681	229,751	142,088	395,520	248,895	(イ)
特定船舶の特別償却	6,601,211	7,637,822	9,381,523	205,610	5,789,175	1,233,659	7,228,444	2,153,079	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却	23,310	0	1,136	25	702	149	876	260	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	287	0	2,417	53	1,494	317	1,864	553	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	3,584	3,970	1,478	32	914	194	1,140	338	
共同利用施設の特別償却	0	30	0	0	0	0	0	0	(ウ)
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却		0	4,174	91	2,581	547	3,219	955	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	1,921	67	10,005	219	6,186	1,311	7,716	2,289	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	特定地域における産業振興機械等の割増償却	120,678	84,307	135,011	3,815	68,285	22,886		94,986
(1) 過疎地域等における産業振興機械等の割増償却	9,861	49,233	97,398	2,897	46,716	17,380	66,993	30,405	
(2) 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	45,265	29,205	34,050	839	19,388	5,031	25,258	8,792	
(3) 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	4,098	4,461	3,458	77	2,116	461	2,654	804	
(4) 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	258	1,408	105	2	65	14	81	24	
医療用機器等の特別償却	247,960	249,986	233,375	9,445	133,044	33,090	175,579	57,796	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	6,194	6,693	193	4	120	25	149	44	
輸出事業用資産の割増償却		0	0	0	0	0	0	0	
特定都市再生建築物の割増償却	212,897	173,490	162,907	6,162	55,003	36,970	98,135	64,772	
倉庫用建物等の割増償却	19,390	17,913	13,624	371	7,133	2,227	9,731	3,893	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	4,015,222	4,027,057	3,812,321	85,893	2,311,404	515,358	2,912,655	899,666	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	470,618	315,185	539,747	12,525	320,835	75,155	408,515	131,232	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	海外投資等損失準備金	137,608	558,542	242,499	34,643	-	207,856		242,499
中小企業事業再編投資損失準備金	293,522	1,270,248	1,185,718	25,905	733,128	155,428	914,461	271,257	
原子力発電施設解体準備金	4,862,658	5,040,394	5,142,455	194,743	1,732,159	1,168,456	3,095,358	2,047,097	
特定原子力施設炉心等除去準備金	0	0	561,691	21,271	189,197	127,626	338,094	223,597	
保険会社等の異常危険準備金	12,514,577	15,142,348	15,059,539	570,064	5,076,696	3,420,386	9,067,146	5,992,393	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	11,089,154	11,490,995	12,258,792	464,235	4,129,191	2,785,413	7,378,839	4,879,953	
関西国際空港用地整備準備金	848,263	797,336	770,222	29,168	259,438	175,008	463,614	306,608	
中部国際空港整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	599,826	645,811	650,163	15,845	373,179	95,068	484,092	166,071	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	1,358,495	2,626,515	2,534,425	88,020	993,469	528,122	1,609,611	924,814	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	329,435	200,503	385,235	14,580	129,915	87,480	231,975	153,260	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	3,500,402	3,989,442	3,460,701	160,554	649,118	963,322	1,772,994	1,687,707	(工)
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	313	250	441	10	272	58	340	101	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	4,515	15,617	12,387	457	4,390	2,740	7,587	4,800	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	11,001	9,013	7,067	154	4,370	926	5,450	1,617	
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	434	427	209	5	129	27	161	48	
農業経営基盤強化準備金	2,365,161	2,542,475	2,621,500	57,273	1,620,870	343,635	2,021,778	599,722	
農用地等を取得した場合の課税の特例	1,774,586	1,783,757	1,979,388	43,244	1,223,853	259,465	1,526,562	452,826	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	13,372,250	8,228,513	10,282,427	310,632	4,847,039	1,863,793	7,021,464	3,260,963	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	5,664,053	12,704,370	25,871,984	778,469	12,250,696	4,670,809	17,699,974	8,172,010	
収用換地等の場合の所得の特別控除	3,243,285	3,071,492	3,344,229	75,372	2,027,157	452,232	2,554,761	789,468	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	23,193	20,190	16,743	379	10,124	2,273	12,776	3,967	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	45,742	31,483	36,533	922	20,410	5,533	26,865	9,668	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	2,862	2,629	3,806	83	2,353	499	2,935	871	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	37,852	43,671	43,712	965	26,854	5,789	33,608	10,104	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	43,288,508	42,955,754	45,900,998	1,293,447	23,274,935	7,760,682	32,329,064	13,571,934	
(1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	35,664	0	29,175	637	18,039	3,825	22,501	6,674	
(2) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土 地等の買換え	2,346,277	1,291,139	817,124	27,586	334,238	165,512	527,336	289,788	
(3) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え	34,460,488	34,433,770	40,228,169	1,135,360	20,367,361	6,812,160	28,314,881	11,913,288	
(4) 日本船舶の買換え	397,716	479,884	388,858	8,996	231,636	53,977	294,609	94,249	
(5) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場 合のその特別勘定に係る買換え	4,114,853	4,117,325	3,707,497	104,516	1,879,214	627,096	2,610,826	1,096,671	
(6) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街 地等の内から外への買換え	1,859,677	2,633,636	730,175	16,352	444,447	98,112	558,911	171,264	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税 の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合 の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
技術研究組合の所得の計算の特例	63,324	103,776	165,520	3,616	102,341	21,697	127,654	37,866	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	31,569,881	29,755,227	31,282,096	695,627	19,127,375	4,173,760	23,996,762	7,285,334	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	0	0	0	0	0	0		0
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	33,284	30,494	41,164	899	25,452	5,396	31,747	9,417	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	822,635	1,079,745	763,344	20,736	400,676	124,414	545,826	217,518	
認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例	2,918,031	9,212,064	22,068,981	785,084	8,323,543	4,710,502	13,819,129	8,249,852	
銀行等保有株式取得機構の欠損金の繰越期間の特例		0	0	0	0	0	0	0	
銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入限度額の特例		0	0	0	0	0	0	0	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)	539,801	802,160	539,261	19,413	199,357	116,479	335,249	204,012	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	6,118	8,407	6,681	954	-	5,727	6,681	-	(才)
特定の医療法人の法人税率の特例	118,841	99,228	56,667	8,095	-	48,572	56,667	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	3,761,687	2,953,988	2,386,382	52,136	1,475,497	312,815	1,840,448	545,934	
転廃業助成金等に係る課税の特例	4,768	5,356	0	0	0	0	0	0	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	24,977,705	23,272,192	25,337,870	553,562	15,666,375	3,321,374	19,541,311	5,796,559	

(単位:千円)

措置名	令和3年度	令和4年度	令和5年度					備考	
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	18,219,580	23,575,060	27,242,396	606,929	16,519,137	3,759,582		20,885,648
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	2,091,227	2,535,726 (注)	2,833,042	104,000	1,012,005	623,996	1,740,001	1,093,041	
特定目的会社に係る課税の特例	62,615,211	70,488,951	104,805,825	2,289,718	64,801,316	13,738,304	80,829,338	23,976,487	(ウ)
投資法人に係る課税の特例	83,181,106	77,590,537	86,122,665	1,881,542	53,249,541	11,289,252	66,420,335	19,702,330	(ウ)
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)

- ※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)
  - ※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)
  - ※3 特別法人事業税への影響額は次のとおりに算出した。：特別法人事業税(事業税影響額×特別法人事業税率)
  - ※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。
  - ※5 税率は、次のとおり。
    - ・住民税率：道府県民税(1.0%)  
市町村民税(6.0%)
    - ・法人税率：23.2%
    - ・事業税率：非外形(7.0%)
    - ・事業税率：外形(2.2%【うち1.2%は単年度損益分】)
    - ・特別法人事業税率：非外形(37.0%)
    - ・特別法人事業税率：外形(260.0%)
  - ※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、令和5年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。
  - ※7 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない又は僅少であるものを表している。
  - ※8 各年度の影響額は、それぞれ次の期間に終了した事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置の適用を受けたものとして区分している。
    - ・令和3年度:令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度
    - ・令和4年度:令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度
    - ・令和5年度:令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了した事業年度
  - ※9 「令和3年度・合計(特別法人事業税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「特別法人事業税」を合計したものである。また、記載の額は単体法人・連結法人の合計である。
  - ※10 「令和4年度・合計(特別法人事業税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第213回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「特別法人事業税」を合計したものである。また、記載の額は単体法人・連結法人の合計である。
  - ※11 備考欄の記号は、次のとおり。
    - (ア) 地方税の計算において適用対象外
    - (イ) 中小企業者等にのみ適用
    - (ウ) 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形として計算
    - (エ) 単年度損益の計算において適用対象外
    - (オ) 事業税の所得計算において適用対象外
- (注)は再推計を反映